少年法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一　題名の修正

法律の題名を「少年法等の一部を改正する等の法律」に改めるものとすること。

第二　少年法の一部改正についての修正（第一条関係）

一　警察官等の調査の限定等

1　いわゆるぐ犯少年に係る事件についての警察官等の調査に関する規定を削除するとともに、いわゆる触法少年に係る事件についての警察官等の調査を、児童相談所長の要請を受けた場合又はその同意を得た場合に限定すること。（第六条の二第一項から第三項まで関係）

2　警察官は、1のいわゆる触法少年に係る事件についての調査（以下単に「調査」という。）をする場合には、事案の真相を明らかにし、もって少年の健全な育成のための措置に資することを目的として、これを行うものとすること。（第六条の二第四項関係）

3　警察官が調査を適切に行うために従わなければならない準則は、国家公安委員会規則で定めるものとすること。（第六条の二第六項関係）

4　警察署長は、国家公安委員会規則の定めるところにより、調査に係る書類、証拠物その他参考となる資料を児童相談所に送付するものとすること。（第六条の六関係）

二　質問において少年を保護するための措置

1　少年及び保護者は、弁護士の中から調査付添人（調査の手続に関し少年を援助する者をいう。以下同じ。）を選任することができるものとすること。（第六条の三第三項関係）

2　少年に対する質問に際しては、少年、保護者、児童福祉司又は調査付添人が求めたときは、児童福祉司又は調査付添人の立会いを認めなければならないものとするとともに、質問の日時及び場所を児童福祉司又は調査付添人に通知しなければならないものとすること。（第六条の三第四項及び第五項関係）

3　警察官は、少年に対し、あらかじめ、答弁を強要されることはないこと及び児童福祉司又は調査付添人を質問に立ち会わせることを求めることができる旨を告げなければならないものとすること。（第六条の三第六項関係）

4　少年の答弁及び質問の状況のすべてを記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物（少

年又は質問に立ち会う者の申立てがあった場合には、音声のみを記録することができる物）をいう。以下同じ。）に記録しなければならないものとするとともに、質問を終了したときは、速やかに、少年の面前において封印をしなければならないもの等とすること。（第六条の三第七項から第九項関係）

5　児童相談所長は、必要があると認めるときは、警察署長に対し、質問の中止その他の必要な措置を講ずべきことを求めることができるものとするとともに、警察署長は、その求めを受けたときは、所属の警察官に対し質問を中止させる等必要な措置を講じなければならないものとすること。（第六条の五関係）

三　警察官等の送致の規定の削除

1　警察官は、一定の事由に該当するいわゆる触法少年及びぐ犯少年に係る事件を児童相談所長又は家庭裁判所に送致しなければならないとする旨の規定を削除すること。（修正前の第六条の五関係）

2　都道府県知事又は児童相談所長は、一定の重大事件の送致を受けたときは、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないとする旨の規定を削除すること。（修正前の第六条の六関係）

四　国選付添人の選任の効力の失効の規定の削除

国選付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失う旨の規定を削除すること。（第二十二条の三第五項関係）

五　保護観察中の者に対する措置の規定の削除

家庭裁判所は、保護観察中の者がその遵守すべき事項を遵守しないことの程度が重く、その保護処分によっては本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、決定をもって、少年院送致等の保護処分をしなければならないものとする旨の規定を削除すること。（第二十六条の四関係）

第三　少年院法の一部改正についての修正（第二条関係）

一　初等少年院における処遇は、児童自立支援施設における処遇と著しく均衡を失することがないよう、留意されなければならないものとすること。（第一条の二第二項関係）

二　初等少年院は、おおむね十四歳以上十六歳未満の者を収容するものとし、医療少年院は、おおむね十四歳以上二十六歳未満の者を収容するものとすること。（第二条第二項及び第五項関係）

第四　児童相談所等に係る体制の整備に関する修正（第五条関係）

国及び地方公共団体は、触法少年及びぐ犯に係る事件に適切に対処できるよう、児童相談所、児童自

立支援施設等について、職員の増員、研修その他職員の資質の向上を図るための措置の実施、施設の充実等必要な体制の整備に努めるものとすること。

第五　その他

その他所要の規定を整備するものとすること。